

大河原町パブリックコメント(政策等に関する意見公募)手続要綱の制定について

パブリックコメントとは

政策等に関する意見公募手続(パブリックコメント手続)として、一定条件の政策等の決定にあたり、その決定過程において、あらかじめその案を町民に公表しその案に対する意見の募集を行い、提出された意見や情報などを十分考慮して最終的な意思決定を行うとともに、提出された意見の概要とそれに対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう制度です。

導入の背景と取り組み等

地方分権社会のなか住民自治の本来の姿や住民に一番身近な基礎的団体である市町村のあるべき姿が問われ、多くの自治体が「住民参加」「住民との協働」などをキーワードにまちづくりや行政運営を行っている現状があります。

本町においても、“住民と行政の協力によるまちづくり”、“自立した住民自治の実現”を基本姿勢にまちづくりに取り組んでいますが、従来にも増して、住民の意見を反映した政策の展開が求められています。そのためには、積極的な情報公開や新しい行財政システムの確立等による行政と住民の間の情報共有、住民が政策決定過程へ参画できる仕組みのなどを工夫する必要があると思われれます。

このようなことから、本町においても住民との協働のまちづくりを実現するための手続の一つとして以下のとおり、大河原町におけるパブリックコメント手続の制度制定を検討しました。題名は、大河原町パブリックコメント(政策等に関する意見公募)手続要綱とします。

以下の内容を規定しました。

目次

第1条(目的).....	1
第2条(用語の定義).....	1
第3条(対象).....	3
第4条(対象の適用除外).....	5
第5条(政策等の案の公表と公表方法).....	6
第6条(予告).....	7
第7条(意見等の提出等).....	7
第8条(意見等の考慮).....	8
第9条(適用に関する特例).....	9
第10条(構想又は検討段階でのパブリックコメント手続).....	9
第11条(実施状況の公表).....	10
第12条(その他).....	10
附則.....	10
資料 意見提出様式(案)(要綱第7条関係).....	11

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント(政策等に関する意見公募)手続(以下「パブリックコメント手続」という。)について必要な事項を定めることにより、政策形成過程において町民等の町政への参画機会を拡大させるとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた町政を推進することを目的とする。

【解説等】

町民等の町政への参画機会の拡大と行政運営の公正の確保や透明性の向上を図り開かれた町政の運営を目指すため、これからの政策等の決定過程において 積極的な情報の公開(素案の公表、請求されるまでもなく公表する。) 住民参加の促進(一定の政策等の決定に際して、住民の意見を募集し政策等に反映させる。) 説明責任を果たす(住民への応答責任を果たす。) とする新しいまちづくりのシステムを確立させ、住民の意向を踏まえた住民との協働のまちづくりを目指すものです。

これまで行政裁量の下に各課あるいは政策等の内容により住民の意見を考慮した意思決定はあったと思われませんが、この制度を制定することによって行政運営の共通の統一ルールとして整備されることとなります。

この制度は、政策等の内容をより良いものにするためのものであり、賛成・反対とする賛否を問うものではありません。

単なる町民の意見を聞くとした意識から、素案での公表、町民の意見公募、意見に対する応答責任などの手続により、職員意識改革やの立案能力、説明能力などの向上が図られるとも言われています。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な政策等の形成過程において、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く町民等に公表し、町民等から提出された政策等に対する意見及び情報(以下「意見等」とい。)を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等の概要及び意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長(水道事業管理者としての権限を行う町長を含む。)教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本町に住所を有する者
- (2) 本町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本町に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) その他実施機関が行う政策等に利害関係を有するもの

【解説等】

「パブリックコメント手続」「実施機関」「町民等」の定義をします。

「パブリックコメント手続」とは、町が基本的な政策等を定める場合、その案を広く町民等に公表し、町民等から提出された意見・提案を参考に意思決定を行い、その検討結果とともに提出された意見等に対する町の考え方をあわせて公表していく一連の手続です。

「実施機関」については、パブリックコメント手続を実施する町の機関であり、地方自治法上の執行機関（長及び行政委員会）とします。当町の大河原町情報公開条例を参考に第2条に定義する「実施機関」から「議会」を除き、地方公営企業法上の水道事業についても実施機関としたものです。なお、当町は水道事業管理者を置いていないことから「町長（水道事業管理者としての権限を行う町長を含む。）」としました。

なお、「議会」は議決の権能と条例の制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能を持つ議決機関であることから除いたものです。また、選挙管理委員会、監査委員については、この制度の対象となる事案を想定することが難しい状況ですが、執行機関であることや削除とした明確な理由も見当たらないことから対象としました。ただし、固定資産評価審査委員会については不服審査機関であることで除きます。

「町民等」については、他市町からの通勤者、さらには町内に事務所や事業所を置く法人など、町内において日常的に活動を行う人たちや団体を対象にすることとします。

「本町に住所を有する者」とは、本町に住民登録をしている人は勿論、登録されていないが町内に生活の本拠を有し、現に居住している者も含むものです。

「本町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」とは、本町に本店、支店、営業所など事務所又は事業所を有する個人や法人で、「その他の団体」は、町の行政区や法人格を有しないNPO団体などを考えました。

「本町に存する事務所又は事業所に勤務する者」とは、本町に勤務している者をいい、その本人が本町に住所を有する必要はないものとします。

「利害関係を有するもの」とは、自己の権利や利益に直接影響を受ける個人や法人その他の団体であり、例えば、他町に居住する本町の町税納税義務者、本町には事業所等はないが建築・開発行為など本町で事業を営む事業者、福祉や環境などの分野においてボランティア活動や公益活動をしている団体、学校に通学するものとその保護者などが考えられます。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる基本的な政策等(以下「政策等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (2) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃(金銭徴収に関するものを除く。)
- (3) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び要綱等の制定又は改廃
- (4) 町の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
- (5) 町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改廃
- (6) 広く町民の利用に供する施設等の整備に係る基本的な計画(町の負担金等が生じる施設整備を含む。)の策定又は変更のうち、実施機関が必要と認めるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と判断したもの

【解説等】

この手続は、町全体に関わるような様々な行政課題に対応するための方向性などを示した基本的な政策や方針などに限定して実施するものとし、具体的には、町民等に義務を課し、権利を制限するなど町民生活に及ぼす影響が大きい政策などが対象と考えられます。

町の基本的な制度を定める条例とは、「行政手続条例」「個人情報保護条例」「情報公開条例」等の町政運営全般について基本方針等を定めた条例などが考えられます。また、今後検討されるような「住民自治基本条例」「まちづくり条例」「環境基本条例」なども対象と考えられますが、「課設置条例」や「給与条例」などの行政内部に適用されるものは除きます。

「義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例であり、町独自のものや法令の委任を受けて行う場合が該当します。例えば、本町の「大河原町環境美化の促進に関する条例」は町民の責務などの義務を課す規定があることから該当すると思われ、他の自治体の例として「たばこポイ捨て禁止条例」「自然保護条例」「飼犬の取締りに関する条例」などの規制や罰則規定があるものが考えられます。

地方自治法(条例及び規則)

第14条 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない

「(金銭徴収に関するものを除く)」については、義務を課す条例のうち、町税条例、国民健康保険条例、介護保険条例、下水道条例及び給水条例並びに分担金・負担金(保育料を含む)条例などにおける金銭徴収に関するものについては、パブリックコメントの対象としないこととするものです。

ただし、新設する税や新たに受益者負担を導入しようとする場合など、町民生活に及ぼす影響が極めて大きく町民の関心が高いものについては、できる限りパブリックコメントを行うように努めるものとし、

また、公の施設の使用に係る使用料や手数料徴収条例の改正についてもパブリックコメントは行わ

ないものとしします。ただし、新規施設の設置管理条例（使用料規定）や統一された標準事務手数料以外で新規のものではできる限りパブリックコメントを行うものとしします。

除外の理由については、町税や分担金、使用料及び手数料の徴収などの金銭徴収に関するものをパブリックコメント手続の対象とした場合、財政に与える影響について十分な検討がないまま負担軽減を求める意見が多く提出される可能性が高く、また、容易に修正すると財政基盤を揺るがすおそれがあることから判断するものです。（ほとんどの自治体で規定）

また、地方自治法第74条では、選挙権を有する者からの直接請求権としての条例の制定又は改廃に関しては、地方公共団体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められる「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。」としている規定も参考としたものです。

地方自治法(条例の制定又は改廃の請求とその処置)

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる

「町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び要綱等」とは、義務を課し又は権利を制限する条例と重複する部分もあると思われませんが、住民の権利義務等に大きな影響を与えるような性質のものとして、「公施設の管理条例：(利用に関する規定)」「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が該当すると思われるし、規則についても「大河原町区長等に関する規則：行政区の区分」「大河原町立学校の指定通学区域に関する規則」などが考えられ、町民生活などに直接影響を与えるものがあります。なお、要綱等については、告示要綱のほか開発行為などの指導要綱、行政指導の指針などを考えます。

「町の基本的な政策を定める計画」とは、長期総合計画（基本構想、基本計画）など将来のまちづくりに係る基本方針や進むべき方向性を定める計画であり、「個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」として本町の具体的な計画は、

総務：地域防災計画 交通安全計画 行財政改革大綱など

福祉：高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援地域行動計画、健康づくり計画など

産業：農業マスタープランなど

都市計画：都市計画(マスタープラン) 国土利用計画書など

教育：生涯学習計画など

があると思われします。

また、これからの計画として「地域福祉計画」「環境基本計画」などが考えられ、町全般に係る理念や、基本方針などを定めたものであり、計画、構想、指針、マスタープラン等その名称を問わないものとしします。なお、公共事業や公共施設などの具体的な実施計画は、実施レベル的な性質と十分な検討を経て行うものであることからパブリックコメントは行わないものとしします。

憲章、宣言等については、町民憲章、非核平和都市宣言のほか「町花」「町木」「町鳥」等です。施設等の整備に係る基本的な計画とは、町民生活に広く影響を及ぼす公共施設又は共用施設（公園等）などの整備（建設等）に係る計画で、地方自治法第 244 条で規定する公の施設のうち町の全域を対象とする施設整備等の基本的な事項を定める計画とします。これらの計画は、「基本的な政策等を定める計画」や「個別の分野の計画」と類似する部分がありますが、町民生活に与える影響が大きいと思われることから対象にすることと考えました。

なお、パブリックコメント手続の実施については、実施機関の判断で行うものとしますが、基準の一例として事業費等の面から考えることもできると思われます。計画については、新築、増改築、大規模な修繕はもとより、用地取得なども含むものです。

「事業費における適用基準の一例としては」：議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第 2 条 ……議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 50,000,000 円以上の工事又製造の請負とする。

なお、共同事業による施設建設等で建設費や管理経費が町の負担金として生じる施設整備についても含むものです。

具体的な案件がパブリックコメント手続の対象であるかどうかは、政策等の策定等を行う実施機関（担当課等）が、この要綱の趣旨、目的に基づき判断し、また、その判断の責任を負うものとします。（…全ての政策等を手続きの対象とする積極的な取り組みが必要と思われます。）

庁内の連携強化として、提案課 企画財政課 総務課 行政管理課などによる「調整会議」を設置します。（この会議の庶務は、行政管理課とします。会議は、提案課からの依頼により開催します。）対象案件に該当しない場合であっても、この制度の目的等から見て必要と考えられる場合は、積極的にパブリックコメント手続を行うように努めるものとします。

（対象の適用除外）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続の対象としないことができる。ただし、第 1 号に該当する場合は、実施しなかった理由等を速やかに公表するよう努めるものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令等により、意見聴取等の手続が定められている場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議するもの

【解説等】

「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、災害等の対応や町民等の生命や健康を守るために緊急に条例案等を議会に上程しなければならない場合が考えられる外、また、この手続に要する所要時間中にその効果が損なわれる場合など、パブリックコメント手続を行う時間がない場合などです。

「軽微なもの」とは、基本的な事項や考え方に大幅な改正を伴わない部分的な改正を行う場合です。(文言の改正など)

法令等(法律、政令等、条例、規則等)によりパブリックコメント手続と同様な手続(縦覧等を含む)が確保されているものについては、効率性や費用対効果の観点から対象外とします。

- ・大河原町地区計画等の案の作成手続に関する条例
- ・都市計画の決定・・・縦覧時の意見提出 など

「裁量の余地がないと認める」場合とは、国などからの全国的な統一基準を設けるなどその内容が上位の法令等に規定され、その規定に基づき制定する場合などです。

直接請求(地方自治法第74条)により提出された条例案に対しては、修正できないことから適用除外とします。

(政策等の案の公表と公表方法)

第5条 実施機関は、第3条各号に該当する政策等を策定しようとするときは、意思決定をする前の適切な時期に、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、当該政策等の趣旨、目的並びに策定に至った背景などの説明を加えるとともに、理解を深めるための必要な資料の公表に努めるものとする。

3 前2項の規定による公表は、政策案件の担当課及び情報公開室での閲覧に供するとともに町ホームページに掲載するもののほか、必要に応じて、町広報紙への掲載、その他実施機関が適当と認める方法を活用し、町民等への周知を図るよう努めるものとする。

4 公表する政策等の案件が相当量に及ぶ場合は、町ホームページへの掲載並びに広報紙の活用については、その案件の概要をもって公表に変えることができる。この場合において、案件の担当課での閲覧など、案件の全体を入手できることを明示するものとする。

【解説等】

政策等の素案の公表時期などについては、案件の内容等から実施機関で判断することとします。

「意思決定をする前の適切な時期」とは、素案がまとまった段階であり、条例案や議決を要するものは、意見募集の公表期間や意見に対する町の考え方等の公表期間などを十分に考慮して時期を設定する必要があると思われます。

公表する内容は、案そのものに限らず、その内容を明確に示すものとして町民等がその内容を十分に理解し、適切な意見が提出できるよう分かり易い表現などに努めるものとします。

案の公表は、趣旨、目的、背景などを説明するとともに、考え方などの資料を添付するものとし、関係資料については、根拠法令、国・県などの上位計画との関係、実施により予想される成果や影響の程度や範囲などが分かる資料を考えます。

公表の方法については、町ホームページをメインに考えます。これは、「適宜に情報を更新すること」「膨大な情報量についても対応可能なこと」から判断するものです。

広報紙については、必要に応じた対応としていますが、基本的には必ず掲載することとします。

掲載については、紙面の都合上、案件の概要の掲載となる場合があります。

政策等の案件の閲覧については、案件の担当課と情報公開室（説明は案件の担当課）で行うものとします。

実施機関が認める適当な方法には、公民館（中央・金ヶ瀬）、駅前図書館、体育館、世代交流センターなどの施設における案件や関係資料等の配布を行うとするものです。

周知については、町ホームページ、広報紙などのほか、行政区の回覧なども考えられます。

案件や資料が相当量（量的に多い、数種の資料があるなど）にある場合は、ホームページ上に全体を掲載しても分かりにくいことが考えられます。このような場合は、ポイントを絞った概要内容を掲載することで公表を行うことができるものとします。ただし、詳細については担当課での閲覧方法などで全体を入手できることを明示する必要があります。

（予告）

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び関係資料等を公表するときは、公表の日の10日前までに次に掲げる事項を町ホームページ等への掲載の方法により、当該パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に係る意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の閲覧又は入手方法

【解説等】

幅広く多様な意見をいただくために、案の公表を行う前の「予告」として、名称、意見提出期間など広報紙等を活用しお知らせするものとします。

なお、この予告期間は案の公表までの期間であり、その期間は少なくとも10日の期間を必要とすることとします。

「予告」することで、町民の関心を持つことが期待できると思われれます。

公表の方法は、町ホームページをメインとしますが、広報紙にも掲載します。基本的には第5条の公表の方法と同様です。

（意見等の提出等）

第7条 実施機関は、政策等の案の公表した日から20日間以上の期間を設けて、意見等の提出を受けるものとする。

- 2 前項の意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は書面(文書)を直接持参する方法によるものとする。
- 3 意見等を提出する町民等へは、住所、氏名等（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）の明記を求めるものとする。

【解説等】

政策等の案を公表してから、町民等が考えたり文書をまとめたりする期間として20日以上の期間を確保することとします。（予告が10日を必要とすることから予告を初日とすると30日以上の期間が必要となります。）

30日については、一つの目安であり（行政手続法では30日以上の期間を設けることとされている。）1月以上となると行政執行の効率が悪くなることや関心が薄れてしまう恐れがあることなどから、予告を合わせて30日と判断しました。

意見等の提出方法は、正確性などを確保する面から書面（電子データ記録媒体を含む。）によるものとし、口頭や電話による意見は、意見公募以外の意見として扱うこととします。（一般的な意見として聞くことは可能）なお、書面については様式として設定しておきます。

意見の提出にあたっては、責任ある立場での意見を求めることから提出者の住所、氏名等の記載を求めるものとします。なお、個人情報保護の観点から、その取扱は十分な配慮をするものとします。（住所・氏名等の公表はしません。）

また、意見書については、指定の様式を準備しますが、住所・氏名等の明記があれば任意の様式でも構わないこととします。（資料 参照）

（意見等の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び意見等への考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を速やかに公表しなければならない

3 実施機関は、提出された意見等に特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不適当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第2項の規定による公表の方法については、第5条の規定を準用する。

【解説等】

実施機関は、提出された意見を考慮して、政策等の策定とする最終的な意思決定を行うものとします。この場合において、“提出された意見を必ず採り入れる”とすることではなく、“提出された意見を十分検討し、政策等に反映できるものは反映する”としたことを考えることが必要です。

提出された意見に類似のものがあつた場合などは、集約・整理などを行い、それらに対する考え方を公表しなければなりません。また、意見に基づき原案を修正した場合にも、その内容、理由をあわせて公表しなければなりません。

公表した案にもなく、町民等の意見にもないような事項を追加したり修正する場合には、再度パブリックコメント手続を必要とします。（つまり、公表後は勝手に修正はできません。）

公表方法については、政策等の案の公表と同様な扱いとし、意見の提出者に対する個別の回答は行わないものとします。

速やかに公表については、意見提出期間終了後1ヶ月以内に公表するものとします。公表の方法は第5条の規定を準用し町ホームページをメインに行います。（資料 参照）

提出された意見は公表することが原則ですが、案件に関係のない意見、第三者を誹謗中傷するような不適切な事項については、実施機関の責任者のもと、その全部又は一部を公表しないことができることとします。

(適用に関する特例)

第9条 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。)において、この要綱に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき立案した政策等については、実施機関は、この要綱によるパブリックコメント手続を行わないことができる。

【解説等】

審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例で設置する附属機関(審議会、審査会等)や実施機関が規則、要綱等で設置する附属機関に準ずる機関とし、協議会、委員会などです。

「この要綱に準じた手続を経て」とは、この要綱の第5条(政策等の案の公表と公表方法)から第8条(意見等の考慮)までの手続であり、審議会等そのものがこれらの手続を踏むことであり、公表等については審議会等の長の名前で行い、考え方の整理なども審議会等で議論することになると考えます。

審議会等がこれらの手続を経て報告や答申等を行った場合には、実施機関においてパブリックコメント手続を実施したとみなすものです。

この特例は、審議会等がこの要綱に準じたパブリックコメント手続を踏んで答申等を行った場合に限り実施機関でのパブリックコメント手続は必要ないとするものです。(審議会がしなければ実施機関がしなければなりません。)

地方自治法(第138条の4)

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(構想又は検討段階のパブリックコメント手続)

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって、構想又は検討の段階から広く町民等の意見等を反映させる必要があると認められるものについては、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

【解説等】

原則として素案の段階でパブリックコメント手続を実施しますが、特に重要な政策等については、早期の政策等の案が固まる前の段階で素案等を公表し、広く町民等に意見を求めることも重要であると思われます。例えば、構想又は検討段階でのパブリックコメント手続を採るような場合を考えます。

(実施状況の公表)

第 11 条 町長は、パブリックコメント手続の実施中の案件及び終了した案件の一覧表を作成し、町ホームページを利用した閲覧の方法により常時町民等に公表するものとする。

【解説等】

町長は、パブリックコメントの実施中の案件や終了した案件の状況を一覧表に取りまとめ、町ホームページで常時公表するものとします。

実施状況の公表に関する事務は、行政管理課で行います。

一覧表については、「募集案件」「終了案件」などの項目ごとに整理します。

運用状況を常時公表することで、この制度及びパブリックコメント手続の実効性を高め、制度の周知を図ることとします。(資料 参照)

(その他)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【解説等】

制度の実施について必要な事項は、実施機関が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等で、町民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は、適用しない。

【解説等】

この制度の実施は、平成 19 年 5 月 1 日から施行することとします。

この要綱の施行時点において、立案過程にある施策等で、既にこの要綱に準じた意見募集を行っているものについては、この要綱による手続を適用しないこととします。

大河原町パブリックコメント(政策等に関する意見)提出書

案件名 (必須)	
住 所 (必須)	
氏 名 (必須)	
電話番号(必須)	
電子メールアドレス	
意見等提出者区分 (該当する番号に 印 をしてください。)	1. 本町に住所を有する者である 2. 本町に事務所又は事業所を有す者である 3. 本町に存する事務所又は事業所に勤務している者である 4. 当該案件に利害関係を有するものである
(意見等記入欄)	

ご記入いただいた個人情報は公開いたしません。また、今回のパブリックコメント提出以外の目的での使用はいたしません。

注意

1. (必須)については、必ず記入してください。
2. 法人その他の団体にあつては、「住所」欄に事務所等の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記入してください。
3. 意見欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
4. いただいた意見とそれに対する町の考え方を、町ホームページ、案件の担当課、町情報公開室等で公表いたします。なお、個人への回答はいたしません。
5. また、住所、氏名等が未記入のもの、当該案件に対する単なる賛否が記入されたもの、又は案件に関連のない意見などについては、お取り扱いできない場合があります。

【意見等の提出先、問合せ、提出方法】

1. 提出先、問合せ 大河原町 課 Tel
2. 提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。
 郵便 〒989-1295 大河原町字新南 19 大河原町役場 課 行
 ファクシミリ 0224-53-3818 大河原町役場 課宛て
 電子メール(送信アドレス) _____@town.ogawara.miyagi.jp
 (町のホームページからでも提出できます。)
 直接持参 大河原町 課